

社会福祉法人綾部福社会定款（抜粋）

（評議員の報酬等）

第8条 評議員に対しては無報酬とする。

（役員の報酬等）

第21条 理事及び監事に対しては無報酬とする。

附則

- 1.平成 5年 1月 8日 制定
8月11日 京都府知事許可

定款一部変更

2～15 略

16. 平成28年12月20日 変更
平成28年12月26日 申請
平成28年12月28日 綾部市長認可
17. 平成31年 1月31日 変更
平成31年 2月 7日 申請
平成31年 2月14日 綾部市長認可